

Title	『本院侍従集』考：配列に施された虚構を中心として
Author(s)	堤, 和博
Citation	詞林. 1993, 14, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67336
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『本院侍従集』考

— 配列に施された虚構を中心として —

相児 和博

物語的な性格をもつ私家集の中でも特に「本院侍従集」は、藤原兼通と本院侍従の恋愛のみに焦点を絞り、非常に緊密に構成されていると多くの先学によって指摘されている。例えば伊井春樹氏が「編纂者が当初より物語化することを充分目論で、一つの構想のもとにまとめあげたものであることは明らかである」(1)と述べているように。しかし、後に言及する幾つかの論文を除けば、本集がいかなる方法をとって緊密な構成を持ち得ているのかについては、歌の取捨選択が行なわれたというばかりなのである。そこで、本稿ではこの「本院侍従集」の緊密な構成が、単に歌の取捨選択のみによってもたらされたのではないということを、歌の配列に注目して探ってみたい。

一

さて、本集には一切実名は出てこないのだが、序文の内容が藤原兼通をとりまく天慶五年の状況と合致していることから、

男主人公は兼通とみられる。それを確認しておくため、序文とその現代語訳を示し(2)、さらに「尊卑分脈」・「公卿補任」等をもとに纏めた兼通を中心とする系図を載せておく。

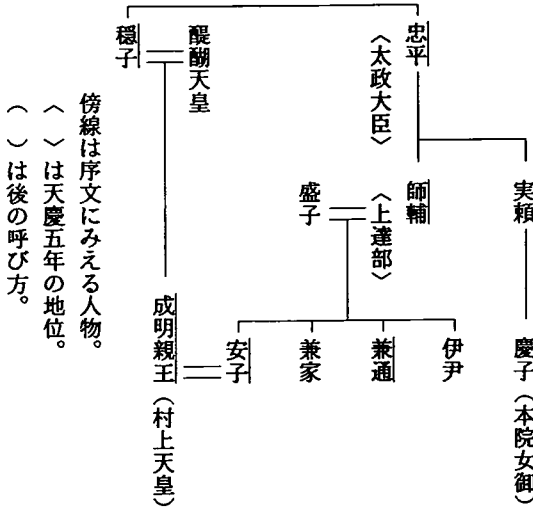
おほえおほしけるかむだちめの次郎なりけるひと、年十八ばかりなるが、おほえはいとかしこかりけれど、かうぶりえぬ有りけり。おほちは太政大臣にてなむおほしける。いもとはきさきはらのみに奉りて、藤つばにぞさぶらひける。おほむいとさぶらひ給ひけり。そのこの次郎君おもひかけ給ひて、かくよみていれ給ひけり。

序文現代語訳

信望がとおりであった上達部の次男だった人で、年齢は十八歳くらいであって、評判はたいへんすばらしかったけれども、叙爵を受けていらっしやらない人があった。祖父は太政大臣でいらっしやった。妹は后所生の皇子に差し上げて、藤壺で仕え

ていらっしやった。(その妹に)御従姉妹が伺候していらっしやった。その次男の君が(その従姉妹に)思いをおかけになり、このように詠んで(部屋に)お入れになった。

〔関係系図〕 (天慶五年)



傍線は序文にみえる人物。
 〓は天慶五年の地位。
 ()は後の呼び方。

一方、女主人公の方は本集の題名より本院侍従であるというのが定説となっているので、ここで彼女の履歴について考えて

おく。

本院侍従はその生涯において、少なくとも慶子・安子・徽子の三人の女性に仕えたと思される。最初が実頼女慶子(後の本院女御)である。というのは、彼女が本院侍従と呼ばれるのは実頼所領の本院邸が最初の勤め先であったことに由来しているらしく、また、本集の11番に彼女が宮中から本院に下る場面があるなど、彼女と本院の間には浅からぬ関係があると思われるからである。二人目が、本集の序文にみえる安子である。先程も確認したように、序文は兼通をとりまく実際の人物関係を反映しているので、天慶五年の段階で本院侍従が安子に仕えていたというのも事実とみてよいとされている。そして三人目が、斎宮女御として有名な徽子である。それは、『拾遺集』一二六三番の詞書で本院侍従を、徽子の局である「承香殿に侍りける女」(3)と記していることなどから窺える。ちなみに、徽子の父は醍醐皇子重明親王で母は忠平女寛子である。つまり、最初本院侍従は本院邸で慶子に仕えていたのが、本集序文の天慶五年までに(恐らく天慶三年四月十九日の安子入内―『日本紀略』等による―に伴って)安子に仕えるようになり、その後紆余曲折を経て、天曆二年と思われる徽子入内を契機に承香殿に移ったと推定できるわけである(4)。

この他に異説もいくつかある(5)のだが、本院侍従の履歴については、このように捉えるのが妥当であるように思う。

なお、序文によると、本院侍従は安子(即ち兼通)の従姉妹

でありながら安子に仕え、後には同じく従姉妹の慶子に仕えるので、若くして出家した師保の子ではないかなどとも言われているが、はっきりしたところは不明である。

二

さて、前節でみたような本院侍従の履歴や兼通の履歴と、本集の各歌の詠歌時期がどのように重なっているのかを吟味し、本集の歌は実際に交わされた順序通りに並んでいるのか、あるいは配列には虚構が施されているのか確かめていくことにする。だが、これについてはいくつかの説があるので、私の説を述べる前に従来の主な説を、『本院侍従集全釈』・稲賀敬二説・山崎久美子説・鈴木あき子説(6)の順で紹介しておく。ところで、本集の構成を次のように捉えておく。

「本院侍従集の構成」

序文 (一頁の引用参照)

- A 1〜10番 不逢恋
- B 11・12番 女本院に退下
- C 13・14番 新枕
- D 15〜25番 逢不逢恋
- E 26・27番 後朝の贈答
- F 28〜30番 女が他の男に連れ出される

- G 31・32番 女出仕
 - H 33・34番 男の服喪
 - I 35〜39番 第三者の女性から男への歌贈歌
- 跋文 「そのころ兵衛の佐になり給ひけり。堀川の大納言とかや。」

まずは「本院侍従集全釈」の説であるが、同書は序文とAを天慶五年と捉え、以下本集の歌は実際に起きた順序通りに配列されていると主張する。そのうちHの男の服喪は天慶六年九月の母盛子の死によるとし、天曆二年に入内したと思われる徽子の許への出仕を素にしているというのが通説であるGについては、当時朱雀天皇の女御となっていた慶子に再出仕したことを素にしているのだと言う。Gが徽子の許への出仕を指すとすると天慶六年のHと順序が入れ替ってしまうからである(7)。また、同書にはIについての言及はないのだが、跋文を兼通が兵衛佐になった天曆二年五月とみているから、Hから跋文まで約五年隔たっていることになる。

次は稲賀敬二氏の説である。稲賀氏も序文とAを天慶五年、Hの男の服喪を天慶六年九月の母盛子の死によるものと捉え、その間にA〜Fが起こったとする。しかし、Gの女の出仕は天曆二年の徽子入内に伴って本院侍従が徽子の許に出仕したことを指すと考える。従って、稲賀氏は、天慶五年の序文とAの後、BCDEFHの順で天慶六年頃までに起こり、Gだけは時間を

大きく遡って天曆二年に起ったというのである。なお、Iについて
の言及はない。

次に、山崎久美子氏は、本院侍従は安子に仕えなかったと想定し、彼女の出仕先を慶子・徽子の順と結論した(8)上ではあるが、序文とAを天慶五年、BとEを天慶五年以降数年から天慶末、Gを天曆二年十二月三十日の徽子入内以降とし、Hには天慶六年九月の母盛子の死をあて、Iでは兼通が「じじう君」と呼ばれているので兼通侍従在任期間中の天曆二年五月をIの下限とし、跋文を兼通が兵衛佐になった天曆二年五月直後と結論している。山崎氏によるとGHを除いて、序文A B C D E F Iの順で実際に事が起り、Hは実際よりも遅れて、Gは実際よりも時間を遡って配されていることになる。

最後に鈴木あき子氏はAとF・H・I・Gの順に実際には起こったものとしている。

三

さて、次に私の説を述べていくが、あらかじめ方向だけを示しておく、私は本集の出来事は実際の順序通りに配列されているとはとても考えられず、山崎・稲賀・鈴木氏の説を補強補正していきたいと思うのである。

まずAとEは、各説ともに一致しているように、序文がその状況を説明している天慶五年から教力月ないし一年内外の出来

事を実際の順序通りに配列しているとみる。各歌の内容からしてもそうとしか考えられないであろう。

次にFGは後に回し、兼通の服喪を描くHが誰の死に伴うものか確認しておく。

かくて、この女服になり給ひぬとききて、とぶらひき

こえたる返事にいつも時雨はとの給ひければ

33 我さへに袖は露けき藤衣君をぞ立ちてきると聞くには

返し

34 音にのみ聞きわたりつるふち衣ふかく恋しと今ぞしりぬる

この服喪は天曆三年八月十四日の祖父忠平の死によるのが有力だったが、山崎・稲賀両氏以来、母盛子の死(大日本史料所引願文集によれば、天慶六年九月十二日)に伴うものであるという説が強くなり、私もそれに同調するものである。その根拠としては第一に、両氏も言うように、34番の兼通歌の内容から兼通の初めての服喪であるらしく、忠平より盛子の死の方が早いということが挙げられる。

第二の根拠は、34番歌の詞書にある「いつも時雨は」という兼通の引き歌表現である。この引歌の典拠は従来不明とされてきたが、『源氏積』・『奥入』を初めとする『源氏物語』の古注釈が葵巻と幻巻で挙げる「神無月いつも時雨はふりしかどかく袖ひづる折はなかりき」という歌がその典拠であるとみてよ

いだらう(9)。この歌を引いているとされるのは次の場面である(10)。

『源氏物語』 葵巻

なほいみじうつれづれなれば、朝顔の宮に、今日のあはれはさりともし見知りたまふらむとおしはからるる御心ばへなれば、暗きほどなれど聞こえたまふ。絶え間遠けれど、さのものとなりたる御文なれば、咎なくて御覽せさす。空の色したる唐の紙に、

わきてこの暮こそ袖は露げけれもの思ふ秋はあまたへぬれど

「いつも時雨は」とあり。

『源氏物語』 幻巻

神無月は、おほかたも時雨がちなるころ、いとゞながめたまひて、夕暮の空のけしきにも、えも言はぬ心細さに、「降りしかど」と、ひとりごちおはす。

最初の葵巻は、葵上を失った後源氏が朝顔の宮に文を送る一場面である。次の幻巻は、紫上一周忌をやや過ぎた頃の源氏の様子を描く一場面である。この両場面の私に傍線を付した部分の引歌として「源氏積」・「奥入」等が「神無月いつも時雨は」歌を挙げている。また、引用はしなかったが「花鳥余情」等は

総角巻の一節でも同歌を挙げています。この総角巻では「源氏積」・「奥入」等はこの歌を引いているので別にすれば、「神無月いつも時雨は」歌はいずれも故人を哀悼する場面で引かれており、Hで兼通が引くにもまさしく相応しい歌と言えよう。そうすると、Hの贈答は神無月になってから交わされたとみられる。九月十二日の盛子の死から神無月までは約半月だから、盛子が死んで半月ほどたつてそれを知った本院侍従が彼に吊いの言葉をかけ、その吊いに兼通が答えたのがHだと想定できる。八月十四日の忠平の死によるのなら、神無月まで時間がややあますぎるであろう。つまり、Hは天慶六年十月というわけである。次はFについて考える。

かくてすみ給ふほどに、この女又ひとのぬすみていければ、をどこいみじうなげき給ひて、女あはれと思ひかくなむいひやりける

28 世中を思ふもくるしおもはじと思ふも身にはやまひなりけり

男かへし

29 忍ふれど猶忘れられず思ほゆるやまひは君に我ぞまされる

女

30 思はずもある世中のくるしきにまさるやまひはあらじと思ふ

Fは従来AとEに引き続き天慶六年頃ないしは天慶末頃に起ったと言われてきた。しかし、同じ出来事を描いているとされる兼通の兄伊尹の私家集「一条撰政御集」の次に引用する(11)冒頭物語的部分の一部(31と40番)を、「一条撰政御集注釈」(12)等の指摘する所を参考にしながらみていくとそうとは言えないのである。

とよかげ、なかのみかどわたりなりけるをんなをいとしのびてはかなきところにもてまかりて、かへりてあしたに

31 かぎりなくむすびおきつるくさまくらこのたびならずおもひわするな
かへし

32 くさまくらむすぶたびねをわすれずはうちとけぬべき、ちこそすれ
かへし

(33と37番略)
おきな、山とよりかへりて女のもとにやる

38 くれはとくゆきてかたらんあふことのとほちのさとのすみ
うかりしを
かへし

39 あふことのとほちのさとのほどへしはきみはよしのと思なりけむ
りけむ

(40番略)

周知の通り男主人公を指す「とよかげ」「おきな」とは、伊尹が自らを縮晦して呼んでいる呼称なのだ、一方の女主人公を指す「なかのみかどわたりなりけるをんな」とは本院に住む女性を指すと言われている。というのは、本院は「拾芥抄」で「中御門北堀河東左大臣時平家」(13)と説明されており、まさしく「なかのみかどわたり」に位置していたからである。また、本院侍従が伊尹とも恋愛関係にあったのは、「一条撰政御集」に載る他の歌などから確実である。そうすると、「一条撰政御集」31と40番は、伊尹が本院邸から本院侍従を連れ出した事件を素にしているとみて間違いなく、それを兼通の立場から叙述したのが本集のFであるというのが通説である。

ところで、ここで注意すべきは「一条撰政御集」の38番歌である。この歌は「拾遺集」巻十八雑賀・一一九七番には次のようであり、実は伊尹が春日祭の使いから帰って詠まれたものであるのがわかる。

春日使にまかりて、かへりてすなはち女のもとにつかはしける
一条撰政

くれはとく行きてかたらむあふ事のとをちのさとのすみうかりしも

一方、「日本紀略」天曆二年二月に「三日癸未。(中略)今

日。立春日祭使。左少将伊尹勳使。」という記事がある。よって、『一条摂政御集』の38番は天曆二年二月当時のものとみて間違いないとされる。だとすると、もし『本院侍従集全釈』などがとねえるように、F(すなわち『一条摂政御集』31・32番)が天慶六年に起こったのならば、『一条摂政御集』の31・40番は五六年にも渡る出来事を描くことになるが、『一条摂政御集』の物語的部分はそれほどの長期間に渡っての出来事を題材にしているとは思えない(14)。それに、彼女が五六年間も連れ出された場所に滞在していたというのが何より不自然である。どこに連れ出されたかは残念ながら知らぬ由もないが、どう考えてもそんなに長く連れ出された所に滞在していたとは思えない。山崎氏のように、Fが天慶末と考えてもなお長すぎるであろう。Fは天曆二年二月よりせいぜい数か月以前に起こり、天曆二年二月の時点ではまだ彼女は伊尹に連れ出された所について、伊尹がそこに早く行くとうと詠みかけたのが『一条摂政御集』38番に収録されたのだと考えるのが妥当である。つまり、従来は天慶五・六年ないしは天慶末の事だろうと考えられていたFが起こったのは、天曆二年二月をそれ程遠くは遡らない頃とみななくてはならないのである。

続いてIについて検討していく。

女のともだちのもとより、じじう君のもとに、この女のほかさまになりたるを、いかにおほすらむといひ

て

35 ほかさまになびくをみればしほがまの煙やいとともえ渡る

らん

返し

36 塩がまのもゆる煙もなきものを空になき名を立つぞ侘びし
き

とあれば、まづおほすらんことこそおほゆれとて、御かたのこたちのいひやる

37 初秋の花の心をほどもなくうつろふ色といかにみるらむ

男返し

38 時わかず垣ほにおふる撫子はうつろふ秋の程もしらぬを

又かへし

39 色かはる萩の下葉もあるものをいかでか秋をしらずといふ
らん

といひやる

山崎氏は兼通が「じじう君」と呼ばれているので兼通侍従在任期間中の天曆二年五月をIの下限と規定し、序文・A・B・C・D・E・F・Iを「年代的にスムーズにつながる一つの線」と捉えている。すなわち、Iは実際にはFの直後に交されたとするのである。事実35番詞書の「この女のほかさまになりたるを」とか、歌の「ほかさまになびく」という語句をみれば、女が出仕したGの後ではなく、Fを承けてすぐに詠まれたと考

える方が穩当であらう。

また、37、39番には「初秋」、「撫子」、「秋」があるので、秋に詠まれたのがわかる。すると、IはFの直後の秋に交されたことになるが、このことと先程のFは天曆二年二月を遡ることと遠からざる頃に起こったという先程の推定とを考え併せれば、F・Iの時期は天曆元年秋と結論される。

では、この時期に本当にF Iが起り得たのであろうか。山崎氏は天慶九年七月十日の『日本紀略』にある「太上皇（朱雀）太皇太后（穩子）出禁中、遷御朱雀院」という記事により、この時朱雀后慶子も梨壺から本院に帰り、本院侍従もそれに従ったと考えている。これによると、明くる天曆元年秋になって本院から伊尹が本院侍従を連れ出したものと想定されよう。伊尹が本院侍従を連れ出すとして、宮中から連れ出したとするより、本院から連れ出したとする方が蓋然性が高く、先に引いた「一条撰政御集」で彼女が「なかのみかどわたりなりけるをんな」と呼ばれているのも、当時彼女が中御門付近の本院に滞在していたからだと説明できる。また、Fが天曆元年秋以降としても、Iで男が「じじう君」と呼ばれているのとも齟齬をきたさない。最後にGについて考えてみる。

この女うちにまかりければ、いとみじうとほくて、なげき給ひけるに、ひさしうありて女いひたりける

31 わが身ゆゑうしとは思ひおきながらつらきは人の心なりけ

り

かへし

32 身のうきと思ひしりぬる物ならばつらき心を何かうらみむ

本集の歌は實際の順序の通りに配列されているとする『本院侍従集全釈』は、天慶六年のHの前のGが天曆二年に入内した徽子（徽子の入内時期については後に述べる）への出仕を指すとは考えられないので、Gは本院侍従が慶子に出仕したことを素にしていると言う。しかし先程の考察により、FやIはHよりも数年も後の、天曆年間になってから起こったことが明らかになった。従って、GもHよりも前に起こっているはずだという前提はなりたないし、天曆年間になってから起こったとしても不思議ではない。そうすると、もう通説になっていると言ってよいと思うが、31番詞書の「いとみじうとほくて、なげき給ひける」などという記述から、本院侍従がここで仕えるようになったのは、兼通の従姉妹の慶子ではなく徽子であるとするのがやはり自然だろう。

ところで、徽子はいつ村上天皇に嫁したのか明らかにしておく必要があるが、実は徽子の入内時期については、『大鏡裏書』が天曆元年、『一代要記』が天曆二年二月、『源語秘訣』所引の『季部王記』が天曆二年十二月とするように記録によって揺れがある。このうち、逸文ではあるが徽子の父重明親王が記した『季部王記』の記事に最も信が置けようか。とするならば、

四

伊尹に連れ出されてから一年数カ月経過したこの時点（『一条撰政御集』38・39番で描かれた天曆二年二月以降も連れ出された所にいたとは限らないが）で、いつまでもこんな生活を続けられないと考えた本院侍従が徽子入内を契機として徽子に仕えるようになり、それを描いたのがGだと考えられると思う。

以上までに述べた、本集の各贈答歌が交された時期に関する私の説を纏めておくと、次のようになる。ただし、BとEについてはほだいたいそれぐらいだろうという憶測に過ぎない（15）。

「本院侍従集」詠歌時期（推定）

序文

天曆5年	A	1〜10番	不逢恋
	B	11・12番	女本院に退下
	C	13・14番	新枕
	D	15〜25番	逢不逢恋
天曆6年	E	26・27番	後朝の贈答
天曆6年9月	H	33・34番	男の服喪
天曆6年冬			
天曆7〜9年			
天曆元年春夏			
天曆元年	F	28〜30番	女が他の男に連れ出される
	I	35〜39番	第三者の女性と男贈答歌
天曆2年5月	跋文		（兵衛佐）

以上、「本院侍従集」の歌は実際に起こった順序通りに並べられているのではなく、その配列には虚構が施され、現在あるような形になったということのみた。ではなぜ虚構が施されたのか、本集の編者が誰であるのかも含めて問題にしておきたい。

まず、現在の配列から受ける印象がどのようなものであるかを再確認するため、後藤祥子氏の発言（16）を引いておく。氏は現在の配列が虚構によってもたらされたものであると言っているわけではないが、「家集でいうと丁度中途あたりで、女には新たな恋人ができたらしい。しかし筆はその事を敘し乍ら、そちらへは決してすゝんでゆかないで、男の悲嘆が描かれるのである。曲折発展して女主人公の行動を追おうというのではなく、男主人公がいかに女を愛しつくしたか、よし破れる恋であったにせよ、むしろそれ故に書き残される価値も意図もあつたであろう恋物語から、編者は一步も踏みはづしてはいない。」と言う。確かに実際の順序通りに歌が配されていたならばやや散漫な印象を与えたであろうのに対し、現在の形ではFの後にG・H・Iが後に回され、「男の悲嘆」に焦点が合わされているようである。そこから後藤氏は「破れる恋」の「書き残される価値」「意図」を読みとっている。一方伊井春樹氏（17）は

「一つのテーマのもとに潤色しながら構成していったであろう。その際、編纂者が兼通をや、平中の人物に仕立てようと思図して、男の方にウエイトを置いた」と言う。G・H・Iで男が慰められたりからかわれたりしているのを見ると、私も男の惨めな姿が強調されているように思うのである。

そうすると、従来からおこなわれている本集の編者に関する説のうち、兼通自身が編んだという説や、兼通の意向によって編まれたという説は否定されると思う。なぜなら、兼通が編纂に関与したならばもっと別の形にしていたと思うのである。これが事実通りの配列ならまだしも、虚構を施してまでなぜ自分が恋に破れて慰められることが強調される集を編むのか理解に苦しむ。本集の創作に兼通が関与したとの説を否定する鈴木あき子氏の説(18)に結論的には賛成である。

鈴木氏はまた、「本院侍従の返歌の中に積極的に自分の恋心を表明したものはほとんどなく」、「本院侍従にとって兼通は、本気の恋の相手というよりは、戯れめいたやりとりを楽しむ相手だったのでないかと思われる」と言い、本院侍従自撰の可能性も否定する。そして、高橋正治氏(19)らがその存在を想定する今はなき「第一次本院侍従集」を後人が再編纂したのが今日ある「本院侍従集」の形であると断じる。

氏の説は現在の所最も妥当のようにも思える。従うべきであろうか。ただ、私がかかっているのは、本集が編纂された時期である。鈴木氏もいうように、本集が編まれたのは跋文よりする

と兼通が中納言であった(群書類従本は「大納言」とするが、兼通は大納言を経ずに権中納言から関白内大臣になっているので、他本の「中納言」をとる)天禄三年で、物語的な私家集が流行していた時期にあたる。一般的いってもそうなのだが、兼通の周辺の人物に注目すると、天禄三年は兄伊尹が死んだ年に当たると。彼の物語的集「一条摂政御集」の冒頭部は晩年に自撰されたというのが定説だから、本集も「一条摂政御集」冒頭部に踵を接して編まれたことになる。また、兼通の弟兼家の妻道綱母によって書かれた「蜻蛉日記」下巻の記事が始まるのも天禄三年である。

「蜻蛉日記」下巻が纏められたのはもう少し後だろうが、いずれにせよ、天禄三年頃は、単に物語的な私家集が流行っていたというにとどまらず、兼通の兄弟達が活発に文学活動をしていた時期にあたるのは注目に値する。それに、先にも触れたとおり、「一条摂政御集」は本集のFにあたる出来事を記すし、「蜻蛉日記」下巻には兼通が道綱母への返歌を詠みめぐねている姿(天延二年十月)などが描写されている。兼通は否応無しに兄弟達の作品の材料にされていたといえる。

従って、「本院侍従集」を第三者が編んだとしても、伊尹・兼通・兼家三兄弟に関わりの深い誰かの仕業であるという可能性の方が高いと思う。しかし、先ほども述べたように、兼通自身の関係者が本集を編んだとは考えにくい。そうすると、編者は本院侍従の側に求めるのが最も自然であろう。

ところでかつて私は、「一条摂政御集」の他撰部分が編まれるに際し、本院邸から本院侍従関連の資料が提供されたのではないかと指摘したことがある(20)。ならば、本院邸において兼通を主人公とする歌物語即ち現存『本院侍従集』が編まれたとしても不思議はない。また、冒頭で一箇所にだけ本院侍従に対して敬語が使われている(「おほむいときさぶらひ給ひけり」)が、これも本来本院侍従に対して敬語を用いるはずの本院邸の女房が筆者であった為の不統一だと説明できる。実際、「一条摂政御集」の他撰部分では本院侍従に対して敬語が用いられることがある(21)。やはり、『本院侍従集』の編者は本院侍従の近くに人物であったと考えた方がよいであろう。

以上、『本院侍従集』の編者が兼通でも本院侍従でもない第三者だとしても、本院侍従の側近くの人物であると思われることを指摘した。それにしても、なぜ兼通が嘆いたり慰められたりするのが強調されたのが疑問として残る。ところで、兼通を訝えない人物に描くのは『本院侍従集』だけではない。先にも触れた『蜻蛉日記』下巻(天延二年)の姿もそうである。同じ『蜻蛉日記』下巻(天禄三年四月)に描かれる伊尹の姿とは比べるべくもない。また、『大鏡』における彼の描写も好意的なものばかりではなく、渡辺実氏が「大鏡の人びと」(22)で「とにかくに兼通はやや異常であったのである」と言う程である。

ここで憶測を述べさせてもらおうと、実際に兼通が凡庸な人物

であったとしても、ここまで色々な作品で扱き下ろされるのは政治的な意図が働いたからではなからうか。先にも述べた通り、『本院侍従集』が編まれた天禄三年は伊尹が死んだ年にあたるということ、例の兼通と兼家の壮烈な後継争いが行われた年である。周知の通り瀕死の兼通が勝利をおさめるのであるが、このような時期と前後して兼通のいわば惨めな姿を強調するかのような『本院侍従集』が編まれたのは果たして偶然であろうか。兼通は伊尹の後継者として相応しい人物ではないことを、文学の上で示そうとしたのが『本院侍従集』ではないかと私は思うのである。また、『大鏡』は後の時期のものではあるが、道長を賛美する作者が道長の父兼家の政争相手兼通に対し批判的な目を向けたとも考えられる。憶測で稿を閉じるのは心苦しいが、今後の課題としておきたい。

注

(1) 伊井春樹「本院侍従の宮仕えについて」(『平安文学研究』第36輯・一九六六年6月)。後、『源氏物語論考』(一九八一年・風間書房)に所収。

(2) 『本院侍従集』からの引用は、群書類従本を底本とする『新編国歌大観』をもととし、私に濁点・句読点等を付した。なお、詞書に句点を付したのは、本集の詞書が物語的に叙述されていることを鑑みてのことである。以下、同じ。(3) 勅撰和歌集の本文・歌番号は『新編国歌大観』による。

以下、同じ。

(4) 主に片桐洋一「本院侍従」(『国文学』12巻1号・一九六七年一月)によった。なお、徽子の入内時期と本院侍従の詳しい経歴については後に述べる。

(5) 伊井春樹氏(注1論文と同じ)は序文について「第一安子が女御になつて後の話であれば、年代的に合わなくなつてくる。安子の女御になつたのは、天慶九年二月十三日二十一歳の時であるが(大鏡裏書)、この年兼通は既に二十二歳で、七月には昇殿も許され九月には侍従となり三年前の天慶六年には叙爵もしている。」(括弧内原文)と述べ、「結論的にいえば、本院侍従集の冒頭の記述には時間的なずれがある。」と解釈し、本院侍従の出仕順序を、慶子↓徽子↓安子と考えている。しかし、この説では、「安子が女御になつて後の話であれば」という前提が間違っている。先程確認した序文の内容からすると、これを「安子が女御になつて後の話」ととる必然性は全くない。序文は安子が成明親王に入内した天慶三年四月十九日(『日本紀略』)以降であればよいのであり、兼通が十八歳であった天慶五年のことと考えて矛盾はない。

また、山崎久美子氏へ「『本院侍従集』の構造と成立事情について」(立教大学『日本文学』37・一九七六年12月)は、本院侍従が兼通や安子のいとこに当たるといふことに疑問を抱き、結論として序文の第二文目を「おほちは太政

大臣、いもうとは后腹の親王妃、おほみいとこ(他ならぬ私の主人、朱雀帝女御慶子)さぶらひ給ひけり」(括弧内原文)と解している。従つて序文に安子は出てこないことになり、他に本院侍従が安子に仕えていたことを示す記録もないので、彼女が安子に仕えたことを否定し、その出仕順序を慶子↓徽子と考えている。確かにこの解釈でも人物関係を無理なく説明できる。又、「おほむいとこさぶらひ給ひけり」を本院侍従のこととする通説に従うと、集中でここの箇所だけ本院侍従に敬語が用いられているという疑問が生ずるが、いとこを女御慶子とすればその疑問は氷解する。このように、いとこを慶子とする方がよいように思えないこともない。ところが山崎氏の解釈では、序文で本院侍従その人について一言も触れられていないことになる。恐らく山崎氏もそのことを気にして「他ならぬ私の主人」という一句を解釈に加えたのだらうが、無理がある。また、「おほむいとこさぶらひ給ひけり」の後には「そのこの次郎君おもひかけ給ひて」と続くのだから、いとこを慶子とすると兼通が懸想したのは慶子というおかしなことになる。ここは、「歌物語の文章は、人物の事績を語るものであり、従つて、何よりもまず歌をよむ「人物」を提示することが(歌物語の)最大の要件であつた」(括弧内引用者)という片桐洋一氏の説へ(後撰集の物語性―付歌物語の本質―)(『国語と国文学』44巻10号・一九六

七年10月)を引くまでもなく、このいとこは、本集の女主人公本院侍従ととらざるを得ない。

以上のことからしても、本院侍従の出仕先は、慶子・安子・徽子の順であったと考えよと思うのである。

- (6) 目加田さくを・中嶋眞理子『本院侍従集全釈』(一九九一年・風間書房)、稲賀敬二「本院侍従―その生涯と集―」(『広島大学文学部紀要』36・一九七六年12月)、山崎論文は注5に同じ。鈴木あき子「本院侍従集私論―その歌物語的性格と成立事情―」(『国文』第78号・一九九三年1月)。

(7) 兼通の服喪の時期については後に述べる。

(8) 注5参照。

- (9) 「源氏物語」の古注釈は、「奥入」については「源氏物語大成研究資料編」、「紫明抄」・「河海抄」については「紫明抄河海抄」(玉上琢弥編・一九六八年・角川書店)、その他については「源氏物語古注集成」(桜楓社)を参照した。なお、引歌の検索には「源氏物語引歌索引」(伊井春樹編・一九七七年・笠間書院)を参照した。
- (10) 「源氏物語」からの引用は、新潮古典集成による。
- (11) 「一条摂政御集」からの引用は、「新編国歌大観」による。

(12) 平安文学輪読会著・一九六七年・稿書房。

(13) 本院邸が「拾芥抄」では「左大臣時平家」となっている

が、これが実頼の所有に帰するようになった経緯については、注1伊井論文に詳しい。

- (14) 拙稿「一条摂政御集」論―「とよかげ」の部の特質―」(『詞林』第2号・一九八七年11月)、及び「歌語りから「とよかげ」の部へ―「一条摂政御集」の好古関連歌を中心として―」(『語文』第58輯・一九九二年4月)参照。

(15) この考えに従えば、本院侍従の履歴についてもう少し詳しい推測が可能になってくると思う。先にも触れた通り、彼女は本集の序文の天慶五年の段階で安子の許に仕えていたのだが、Bに描かれているように一旦本院に戻ることになる。そこでCとEの贈答も交されたのだろう。しかし、当時慶子は朱雀天皇の女御となって梨壺にいたので、本院侍従も間もなく梨壺に移ったと想像される。本院邸には彼女が仕えるべき主人はいないのだから。その後幾許か時間がたって、天慶六年十月になり日の贈答が交わされる。そして、前述の通り、天慶九年七月の時点で慶子が本院に帰ったのに伴い、本院侍従も本院に移ったのだろう。そこで明るる天暦元年七月頃になってFが起こり、間もなくIの贈答が交されたのではないだろうか。こうして彼女は連れ出された所に少なくとも翌天暦二年の二月までは滞在し(ちなみに、天暦元年には閏七月がある)、一旦又本院に戻ったりしたかもしれないが、いずれにせよ同年末の徽子の入内を契機としてまたもや宮中に出仕することになった

のがGだと思うのである。この中には根拠の乏しい部分もあるが、一応以上のように推測できよう。

(16) 「本院侍従について」(『国文目白』1号・一九六二年3月)

(17) 注7に同じ。

(18) 注6鈴木論文に同じ。

(19) 「本院侍従集覚書」(『清泉女子大学紀要』10・一九六三年3月)

(20) 「一条摂政御集」の他撰部についての一考察―詞書を中心として―(『詞林』第8号・一九九〇年10月)

(21) 「一条摂政御集」他撰部分では、北の方恵子女王・本院女御慶子を除く女性には敬語が用いられないのが普通であるが、好古女と本院侍従(98・99番の詞書に「いりたまひぬれば」、「たちたまひにけり」とあるのは、100番の詞書に「かへし、本院にこそ」とあるのより、本院侍従の行為だと思われる)に対しては例外的に用いられている。

なお、好古家は他撰部分の一部の編纂に関わったと考えられる(注14「語文」論文参照)。

(22) 一九八七年・中央公論社(中公新書八三〇)。

(付記) 本稿は、一九九二年十月二十五日、和歌文学会第三十八回大会(於・慶応義塾大学)に於いて口頭発表した際
の原稿に加筆修正を施してなしたものです。尚、鈴木あ

き子氏の論文はその後発表されたものであることを申し添えておきます。

(つつみ・かずひろ 鈴峯女子短期大学講師)